

トライアル雇用実施計画書

労働局長
公共職業安定所長
())

提出日
年 月 日

事業主
所在地
名称
氏名

代理人又は事務代理
者・提出代行者
所在地
名称
氏名

標記について、次のとおり提出します。

① トライアル雇用 実 施 事 業 所	名 称																								
	所 在 地 ・ 電 話 番 号	(—) 電 話 番 号 — —																							
	担 当 者	所 属 ・ 役 職								電 話 番 号				— —											
	雇 用 保 険 適 用 事 業 所 番 号						—										—								
② トライアル雇用 対 象 用 者	フ リ ガ ナ													生 年 月 日 年 齢		昭 和 ・ 平 成 年 (月 日 生 歳)									
	氏 名																								
	裏面に記載する母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当しますか。 (該当する場合は裏面に記載するいずれかの書類を添付してください。)														☐ はい ☐ いいえ										
③ トライアル雇用 求 人 及 び 紹 介	紹 介 機 関	安 定 所 ・ 運 輸 局 ・ 職 業 紹 介 事 業 者 等 (名 称)																							
	求 人 番 号 (ハローワーク紹介の場合)						—																		
④ トライアル雇用 実 施 内 容	トライアル雇用期間 (該当する期間を○で囲む)	3 か 月 間 (1 か 月 間 ・ 2 か 月 間) 年 月 日 から 年 月 日 まで)																							
	所 定 労 働 時 間	: から : まで 1 週 間 当 た り の 所 定 労 働 時 間 時 間 (通 常 の 労 働 者 の 所 定 労 働 時 間 時 間) ()																							
	常 用 雇 用 に 移 行 す る た め の 要 件	☐ 業務について基礎的な知識・技術を身につけること ☐ 求人票記載業務を周囲と連携して行うことができること ☐ やむを得ない場合を除く遅刻、早退、欠勤等なく、業務遂行の適性があると判断できること ☐ その他 ()																							

※トライアル雇用開始日から2週間以内に提出してください。

※記載に当たっては裏面をご覧ください。

※事務処理欄には記入しないでください。

事 務 処 理 欄	受 理 年 月 日	年 月 日				受 理 印	
	受 理 番 号						
	連 絡 先 安 定 所						
	対 象 者 要 件 確 認 欄						
	実施要領第1の3(1)の二において該当する要件 (イ) ・ (ロ) ・ (ハ) ・ (ニ) ・ (ホ) ※(ホ)の場合 a ・ b ・ c ・ d ・ e ・ f ・ g ・ h ・ i ・ j						

提出上の注意

このトライアル雇用実施計画書（以下「計画書」といいます。）は、トライアル雇用の開始日から 2 週間以内（ただし、提出期間の末日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を提出期間の末日とみなします。）に、次の(イ)から(ハ)までの区分に応じて、それぞれ次に掲げる提出先に添付書類を添えて提出してください。

(イ) 公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）から紹介を受け、トライアル雇用を開始する場合
当該トライアル雇用に係る職業紹介を行った安定所

(ロ) 地方運輸局から紹介を受け、トライアル雇用を開始する場合
当該トライアル雇用に係る職業紹介を行った地方運輸局

(ハ) 職業紹介事業者等から紹介を受け、トライアル雇用を開始する場合
当該トライアル雇用に係る雇用保険適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」といいます。）又は安定所（※）
（※）各労働局によって異なりますので、紹介を受けた職業紹介事業者等の指示に従ってください。
また、ご不明な場合は管轄の労働局又は安定所へお問い合わせください。

記入上の注意

この計画書は、次の点に注意して記入してください。

- 1 「事務処理欄」には記入しないでください。
- 2 ①欄は、トライアル雇用を実施する事業所について記載してください。
- 3 ②欄は、今回トライアル雇用を行う対象者について記載してください。
また、年齢については、トライアル雇用開始日時点の年齢を記入してください。
なお、対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当する場合かどうかについてチェックしてください。
- 【母子家庭の母等】
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であつて、20歳未満の子若しくは雇保則別表第 2 に定める障害がある状態にある子又は同項第 5 号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養している者
- 【父子家庭の父】
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第 4 条第 1 項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者
- 4 ③欄は、トライアル雇用に係る求人及び紹介を受けた機関について記載してください。
- 5 ④欄は、トライアル雇用に係る実施内容について記載してください。
所定労働時間欄については、通常は（1 週間当たり）に丸を記載し、1 週間当たりの所定労働時間を記載してください。
また、変形労働時間制を採用している場合は、（ ）内に基準となる期間を記入した上で所定労働時間を記入してください。
なお、「常用雇用に移行するための要件」欄については対象者と十分に話し合った上で決定してください。
- 6 提出前に、表面の内容及び別途交付した雇用契約書等によりトライアル雇用を行うことについて、相違ないかを対象者本人に確認した上でご提出願います。なお、計画内容に疑義がある場合、必要に応じて対象者本人にも事情聴取等を行うことがありますのでご注意ください。

添付書類

計画書を提出する場合は、次の(1)から(4)までの書類を添付してください。
また、対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当する場合は、(5)の書類を提出してください。
(2)から(4)までの書類は職業紹介事業者等の紹介によりトライアル雇用を開始する場合のみ必要となります。
なお、その場合(2)から(4)までの書類はすべて紹介を受けた職業紹介事業者等より交付されます。

- (1) トライアル雇用期間に係る雇入れ通知書又は雇用契約書等労働条件が確認できる書類
- (2) トライアル雇用職業紹介証明書
- (3) トライアル雇用に係る求人票
- (4) 対象労働者確認票
- (5) 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父であることの確認書類

- 【母子家庭の母等】次の①から⑦までのいずれかの書類またはその写し
- ① 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書
- ② 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の給付を受けている者が所持する児童扶養手当証書
- ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉貸付資金の貸付を受けている者が所持する貸付決定通知書
- ④ 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に規定する福祉に関する事務所（以下「社会福祉事務所」といいます。）の長が発行する特定者資格証明書
- ⑤ 母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類（写）
- ⑥ 児童扶養手当法施行規則（（昭和36年厚生省令第51号。以下同じ。）第22条第 1 項に規定する児童扶養手当資格喪失通知書（写）及び母子家庭の母等申立書（実施様式第 5 号）（上記①から⑤までにより難しい場合に限ります。）
- ⑦ 住民票（世帯全員が記載されるもの）（写）及び母子家庭の母等申立書（実施様式第 5 号）（上記①から⑥までにより難しい場合に限ります。）
- 【父子家庭の父】次の①から⑤までのいずれかの書類またはその写し
- ① 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の給付を受けている者が所持する児童扶養手当証書
- ② 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所の長が発行する特定者資格証明書
- ③ 父子家庭の父に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類（写）
並びに父子家庭の父であること及び児童扶養手当の支給を受けていたことの申立書（実施様式第 5 号の 2）
- ④ 児童扶養手当法施行規則第22条第 1 項に規定する児童扶養手当資格喪失通知書（写）
並びに父子家庭の父であること及び児童扶養手当の支給を受けていたことの申立書（実施様式第 5 号の 2）
（上記①から③までにより難しい場合に限ります。）
- ⑤ 住民票（世帯全員が記載されるもの）（写）並びに父子家庭の父であること及び児童扶養手当の支給を受けていたことの申立書（実施様式第 5 号の 2）
（上記①から④までにより難しい場合に限ります。）

提出にあたっての留意点

- 1 安定所又は労働局が、内容に関して不明な点があるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 2 偽りその他事実と異なる内容を記載し提出した場合は、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の支給を受けられない場合があります。
- 3 ご不明な点は労働局又は安定所にお問い合わせください。

※事務処理欄には記入しないでください。

事務 処理 欄	決 裁 欄						
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当
	所長	次長	統括	専門官	上席	職業指導官	担当